

## (2) 高架の道路の路面下に設ける施設

占用の場所	高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 以上下がっているときは、当該2.0m下がった線）を越えないこと。
占用の態様	<p>1 占用物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5m 以上の道路に接する場合には、歩道（幅員 2.0m 以上とする。）を設けること。</p> <p>2 構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。</p> <p>3 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設けること。この場合においては、あらかじめ所轄消防署長と十分打ち合わせておくこと。</p> <p>4 天井は、原則として高架道路の桁下から1.5m以上空けること。</p> <p>5 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。</p> <p>6 壁体は、原則として橋脚から1.5m以上空けること。</p> <p>7 緊急の場合に備え、市街地にあっては最低約30mごと、その他の地域にあっては約50mごとに横断場所を確保しておくこと。</p> <p>8 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用者において安全確保のため必要な措置を講ずること。</p> <p>9 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。</p> <p>10 占用物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。</p>
占用期間	5年
その他	<p>1 国、地方公共団体等が占用する場合や一時占用の場合を除いて、原則公募により占用者を決定すること。ただし、公募を行うことが事实上不可能な場合で、高架下の空間と通行帯を挟まない隣接土地所有者等から土地を有効活用したい旨の申し出があった場合は、この限りではない。</p> <p>2 以下に掲げる占用物件に係る高架下の占用は、許可しないこと。</p> <p>(1) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの。</p> <p>(2) 風俗営業用施設その他これらに類するもの。</p> <p>(3) 住宅（併用住宅を含む。）</p> <p>3 占用者は、点検、清掃、除草等、原則として道路管理者と同等の日常的な維持管理を行うことができる管理能力を有するものとする。</p> <p>4 申請に際しては、保安のための巡回、消火設備の整備点検、災害発生時の防災体制、情報連絡系統の確立等に関する書類を添付すること。</p> <p>5 橋脚、梁等の道路付属物の周囲には防護柵等を設置させ、使用させないこと。</p>